第5次東広島市行政改革大綱

持続可能な行財政運営へのRE-START (再起動)!

~Re-connect (つなぐ)・Re-form (かえる)・Re-focus (しぼる) ~

平成 25 年 3 月 東 広 島 市

はじめに

本市はこれまで、平成6年の「東広島市行財政活性化方策(第1次東広島市行政改革大綱)」を皮切りに、平成11年には「第2次東広島市行政改革大綱」、平成19年には「第3次東広島市行政改革大綱」及び「東広島市水道事業中期経営計画」を策定し、行政改革に取り組みました。また、平成22年には、より質の高い行政サービスを提供できる組織基盤の構築を目指して、「新たな行政改革(第4次行革)大綱」を策定し、「選択と集中」、「市民起点」、「経営感覚」の3つの視点で、さらなる行政改革の推進に取り組んできました。

しかし、昭和49年の市制施行後、大学誘致による学園都市形成を中心とした都市成長を経て、企業、店舗、人口などの増加により、県央の都市としての存在感を高め、常に成長を続けてきた本市においても、今後、市税や地方交付税の減少など、財政運営において極めて厳しい状況が見込まれています。

このような中、進行する少子・高齢社会や人口減少社会に適切に対応し、市民一人ひとりが夢と希望を持つことのできる地域社会を構築していくためには、将来にわたり持続可能な行財政運営を行っていくことが重要であり、自立・安定した財政基盤を確立することが喫緊の課題であると受け止めています。

こうした現状を踏まえ、このたび、その解決を至上命題とする「第5次東広島市行政改革 大綱」を策定しました。

この大綱を基本とし、めまぐるしく変化する社会経済情勢を的確に捉え、迅速かつ最善の対応を選択するとともに、10年先、20年先を見据えながら、市民が愛着を持ち、安心して暮らし続けることのできる持続可能な東広島市を目指して、市役所内部の改革に終始することなく、市民とともに高い次元の改革を推進します。

目 次

第	1	章	_ :	れ	ま	で	の	行	政	改	革	の	取	IJ	組	み	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第	2	章	本	市	の [:]	行.	財	政	見	通	し	ع	課	題																			
1		厳し	い	財	政	見	通	し	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•		•		•		•	•	2
2		少子	高	齢·	化	の:	進	行		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•									•	•	7
3		公共	施	設	の :	老	朽	化		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•									•	1	0
4		事務	量	ග :	増	大	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第	3	章	行	政	改.	革	の	必	要	性		•				•		•					-							-		1	3
第	4	章	行	政	改.	革	の	基	本	的	な	考	え	方																			
1		基本	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	1	4
2		改革	目	標	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•		•		•		•	1	5
3		重点	項	目	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	1	6
4		推進	項	目	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•									•	1	7
5		行政	改	革:	大	綱	の	位	置	付	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•		•	•	•		•	2	1
6		改革	の	推:	進	期	間	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	1
第	5	章	改	革	の	推:	進	手	法																								
1		推進	体	制	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•		•									•	2	2
2		実施	計	画	の	策	定	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•			•		•		•		•	2	3
3		進行	管	理	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•			•		•		•		•	2	3
4		進捗	状	況(の·	公	表																									2	3

第1章 これまでの行政改革の取り組み

本市では、これまでに、その時宜の情勢に応じて、第1次から第4次にわたり行政改革の 大綱を策定し、さまざまな改革の取り組みにより、その成果を上げてきました。

大綱の策定等

主な取り組み内容

第1次

東広島市行財政活性化方策 (第1次東広島市行政改革大綱)

策 定 年: 平成6年

推進期間:平成6年度~平成10年度

- ○1課1削減運動
- ○保育所民営化
- ○地方債の繰上償還・発行抑制
- ○住民票自動交付機設置

第2次東広島市行政改革大綱

第2次

策 定 年:平成11年

推進期間:平成11年度~平成15年度

- ○公共工事のコスト縮減
- ○時間外勤務の縮減

第3次

第3次東広島市行政改革大綱

及び東広島市水道事業中期経営計画

策 定 年:平成17年

推進期間:平成17年度~平成21年度

- ○汚水適正処理構想の見直しによ る計画面積の縮小
- ○学校給食業務のセンター化
- ○給与制度見直し

新たな行政改革(第4次行政改革)大綱

第4次

策定年:平成22年

推進期間:平成22年度~平成24年度

- ○予算編成過程の公開
- ○公立保育所の民営化
- ○ワンストップサービス窓口整備
- ○許認可台帳等の情報の電子化

本市の行財政見通しと課題 第2章

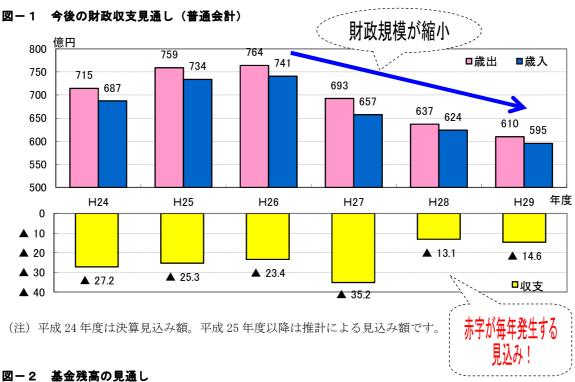
厳しい財政見通し

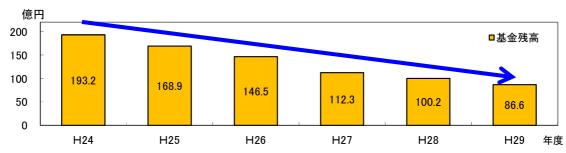
本市の財政状況は、これまで概ね堅調に推移してきましたが、平成20年9月のリーマン ショックに端を発した景気後退とともに、世界的な金融経済危機を受けた円高基調による企 業の業績悪化や国の財政状況の悪化による影響を受け、財政運営のかじ取りは非常に難しく なってきており、さらなる行財政改革に迫られています。

(1)財政収支の見通し

今後5年間における本市の財政見通しは、平成26年度まで財政規模が拡大するものの、 その後は次第に縮小するとともに、深刻な収支不足が発生するおそれがあります。

仮に収支不足が恒常的に発生すれば、財政運営の硬直化を招き、市民生活に大きな影響 を及ぼすことになりますので、現在の行財政システムを大きく見直す必要があります。



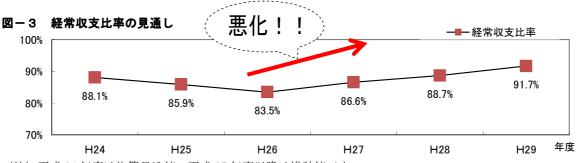


(注) 平成24年度は決算見込み額。平成25年度以降は推計による見込み額です。

基金:特定の行政目的のために予め積み立てている資金のことで、家庭での貯金に当たるものです。

(2) 経常収支比率の悪化

数値が低いほど財政構造に弾力性があり財務状況が良いことを示す指標(75%程度が 妥当)である「経常収支比率」は、現在の見通しでは、平成27年度以降、悪化の一途を たどる見込みにあり、経常的経費の削減等による数値の改善が大きな課題となっています。



(注) 平成24年度は決算見込値、平成25年度以降は推計値です。

(3) 普通交付税の大幅減少

本市の一般会計における重要な財源である普通交付税は、合併算定替特例期間の満了に 伴い平成27年度から平成31年度までの間、毎年度で段階的に縮減され、平成32年度 には、一本算定に移行します。

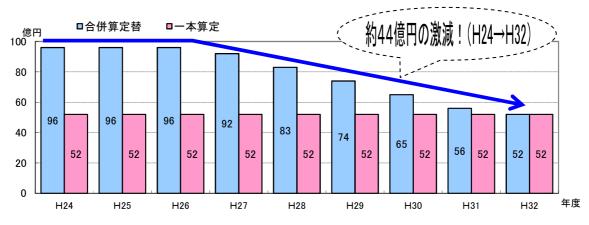
平成24年度の交付基準額では、合併算定替による額と合併算定替によらない通常ベースによる額(一本算定による額)との差額は約44億円です。

仮に平成24年度の普通交付税と同じ条件で推移した場合には、平成32年度の交付額は平成24年度と比べて約4割も減少することになります。

この普通交付税の激減に対する抜本的な対策が急務となっています。

図ー4 平成24年度算定額による普通交付税収入の見通し

(※平成24年度の交付税交付額をベースに一本算定に移行する場合の推計値です。)



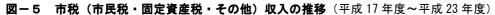
経常収支比率:経常的経費に対する経常一般財源の充当割合を示します。

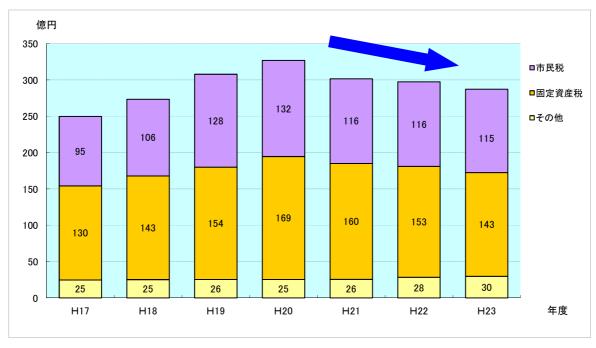
普通交付税:地方交付税の一種です。地方交付税とは、地方自治体の税源の不均衡を調整することによって地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して配分により交付する市の財源のことです。

(4)税収の減少基調

自主財源である市税収入は、平成20年度まで順調に増加し、推移していましたが、平成20年度を境に減少に転じています。

今日の社会経済情勢等を踏まえれば、大幅に好転する要素もなかなか見つからない状況 にあります。





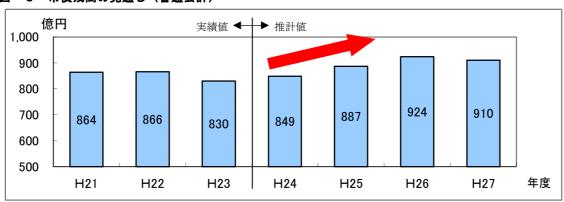
市税:市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、都市計画税及び特別土地 保有税の7種類があります。

(5) 市債残高の増大

市債については、近年、臨時財政対策債の発行が増加しているほか、平成26年度までは大規模施設(市民ホール建設、学校施設耐震改修等)の整備が集中することから、発行額も高い水準で推移する見込みです。

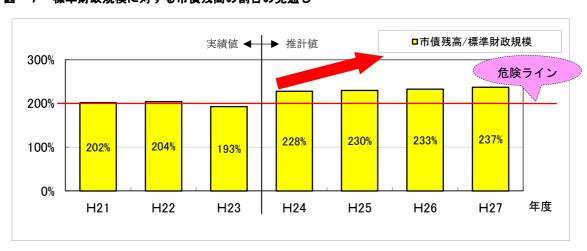
また、一般的に標準財政規模に対する市債残高の割合が200%を超えると「危険ライン」とされていますが、本市は、平成23年度にこの危険ラインを脱したものの、今後再び危険ラインを超える見込みであり、財政硬直化の懸念が依然として続いています。

よって、市債残高がこれ以上増大し財政を圧迫しないよう、十分な対策と厳しい財政規 律が必要であり、将来世代の負担を圧縮するための改革が必要となっています。



図ー6 市債残高の見通し(普通会計)

(注) 各年度末における普通会計ベースの市債残高です。平成 21 年度以降既発債の繰上償還を行っている ことから減少傾向にありますが、平成 24 年度以降は再び上昇する見通しです。



図ー7 標準財政規模に対する市債残高の割合の見通し

(注) 年度末における標準財政規模に対する普通会計ベースの市債残高の割合を示しています。

市債:市が財源調達のために借り入れる資金であり、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、主 に、公共施設の整備事業などの財源調達の方法として利用されます。

臨時財政対策債:国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対して、国と地方が折半で負担するという考えの下、その地方負担相当額を地方が借入金によって賄う場合に発行する特例的な市債のことです。

標準財政規模:地方自治体の一般財源の標準規模を示すものです。

(6) 扶助費の増大

扶助費は、市民生活を支える重要な経費ですが、平成23年度決算額では、平成17年度 に比べてほぼ倍増しています。さらに、団塊世代の退職を経た高齢者数の増加、あるいは 不安定な社会経済情勢に伴う生活保護の増加などの影響を受けて、本市における社会保障 に必要な費用は今後も増加し続ける見込みです。

特に、高齢者の介護給付費と医療給付費を合わせた額は、合併直後の平成17年度と比べ大幅に拡大する見込みです。

今後の国による制度改定の動向等にも注視しながら、社会保障関係費を中心とする扶助 費の増大に、確実に対応できる財政力を備えておく必要があります。

図-8 扶助費 (決算額) の推移 (平成 17 年度~平成 23 年度)

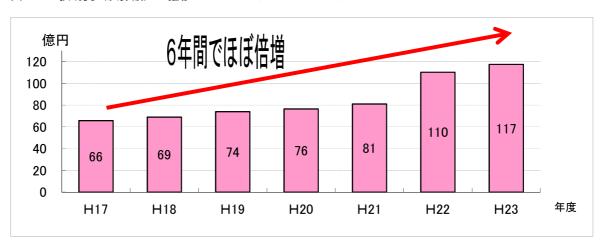
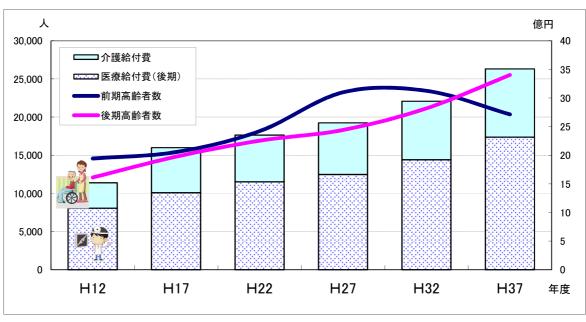


図-9 高齢者の介護給付費と医療給付費の見通し



扶助費:最低限の生活維持を図る目的で支出される経費で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの 各種法令に基づくもののほか、地方公共団体単独の施策として行う各種扶助に要する経費のこと です。

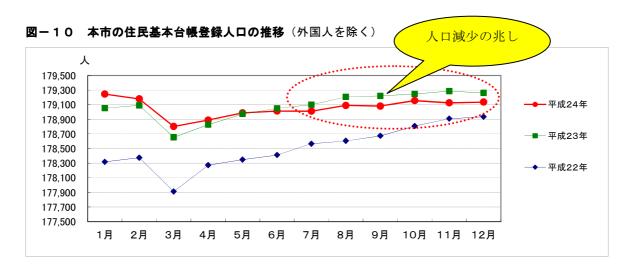
2 少子高齢化の進行

少子高齢化の進行は、日本全体の大きな課題ですが、人口増加を続けてきた本市においても、 今後、生産年齢人口(15歳~64歳)が減少するとともに、高齢者の増加が見込まれていま す。

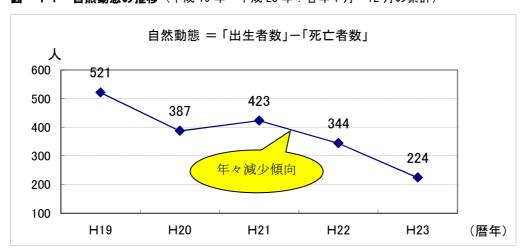
(1) 人口減少の兆し

これまで、県内の自治体の中では、本市は、人口が増加し続ける市として注目されてきましたが、本市の住民基本台帳登録人口(外国人を除く)は、平成24年6月から同年12月まででみると、前年同月比で下回ったまま推移しており、「人口減少の兆し」を示しています。また、出生者数が死亡者数を上回る人数も、年々減少しています。

よって、既に人口減少の局面に入っている多くの自治体と同様に、本市も、人口の増加を前提とした行政運営から、人口の減少を前提とした行政運営に切り替える時期が到来しています。

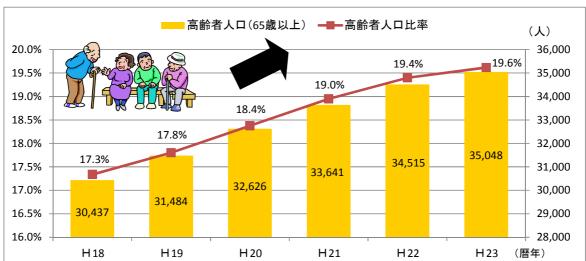


図ー11 自然動態の推移(平成 19 年~平成 23 年: 各年 1 月~12 月の累計)

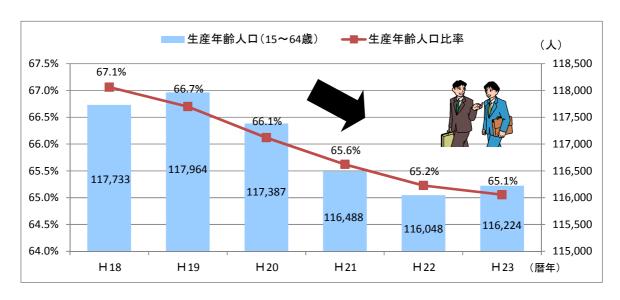


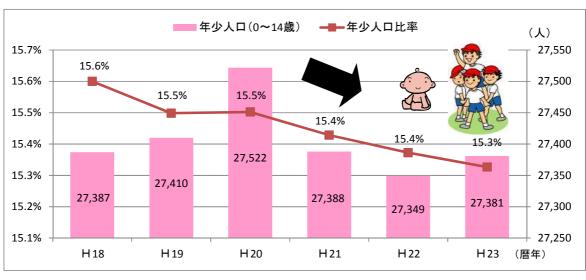
(2) 年齢構成別の人口推移

本市における高齢者人口(65歳以上)は増加している一方、それを支える生産年齢人口(15歳~64歳)及び年少人口(14歳以下)の割合は低下しており、少子高齢化の構図は、本市においても進行しつつある状況にあります。



図ー12 本市の人口推移(平成18年~平成23年:各年3月末現在)

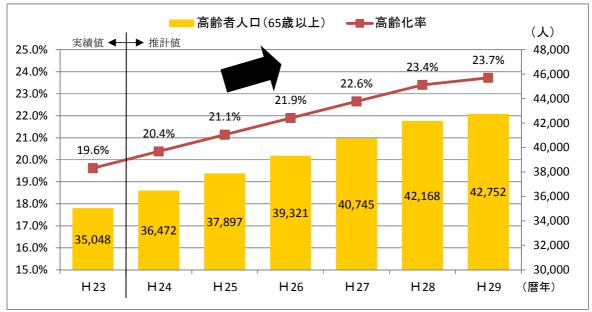




(3) 高齢者人口の見通し

本市の高齢者人口(65歳以上)は増加基調で推移し、平成27年には4万人を超えると 見込まれており、今後、一段と進行する高齢化に対応するための取り組みが一層重要となり ます。

図-13 高齢者人口の推計(各年3月末人口状況)



[出処:元気いきいき輝きプラン (第6次東広島市高齢者福祉計画、第5期東広島市介護保険事業計画) (平成24年3月)]

(注) 人口の推計に当たっては「住民基本台帳」を用いたコーホート要因法によって試算しています。

コーホート要因法:コーホート(ある年齢層のかたまり)ごとに、すでに生存している人口については将来生 命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、 将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法です。

3 公共施設の老朽化

公共施設の多くは、人口が急激に増加していた高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて数多く建設されており、年数の経過に伴い、老朽化による安全性の低下や維持管理費・更新費の増大などが大きな課題となっており、計画的な維持・更新に向けて取り組んでいるところですが、将来的な税収の見込みや社会保障関係費の増大などを踏まえると、今後、すべての施設について維持管理費、更新費を賄うことができない状況にあります。

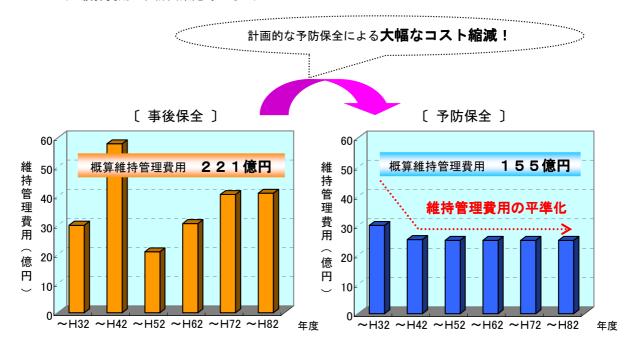
よって、今後、限られた財源の中で、必要な行政サービスを維持していくためには、住民活動の利便性への配慮を基本としつつ、施設整備の方向性を明確にしていく必要があります。

(1) インフラの長寿命化対策

本市では、道路、橋梁、上水道、下水道など、いわゆるインフラと呼ばれている市民生活を支える公共施設のうち、橋梁については、既に「東広島市の橋を長持ちさせる計画ー橋梁長寿命化修繕計画」を策定し「事後保全から予防保全へ」と切り替え、維持管理費用の平準化及び縮減を図り、長期的視点で橋の安全確保を図ることとしています。

このように、他の道路や上下水道などのインフラについても、計画的に適切な施設管理を行うことでコスト縮減を図るとともに、老朽化による事故が生じることのないよう予防保全を進めるなど、長寿命化の対策を進めることが大きな課題となっています。

図-14 橋梁長寿命化修繕計画によるコスト縮減効果 (点検済橋梁 1,360 橋:平成 23 年 3 月現在) (※積算費用は、計画策定時のもの)



(注) 「東広島市の橋を長持ちさせる計画—橋梁長寿命化修繕計画—(平成23年3月)」(市ホームページに掲載中)より抜粋しています。

インフラ:インフラストラクチャー (infra-stracture) の略で、公共施設のうち、市民生活を支える道路・ 橋梁などの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称です。

(2) 公共施設(建物)の適正配置

本市には、平成22年度末時点において、771施設、1,378棟という数多くの市有の公共施設(建物)があります。

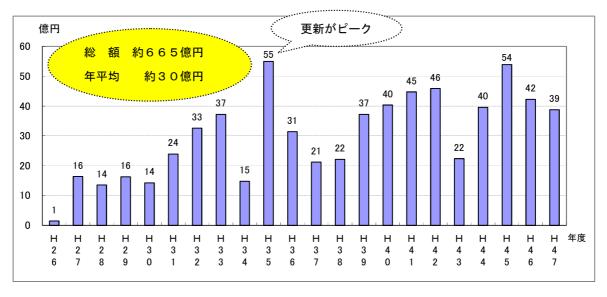
公共施設(建物)については、インフラ施設と同様に、老朽化に伴う維持管理費や修繕費の増大のほか、施設を建て替えるための更新費の増大が非常に大きな財政負担となります。

これらの施設のうち、建築棟数がピークであった昭和56年から昭和60年までに建築された公共施設(建物)について、仮にすべてを法定耐用年数に準じて建て替えると想定すると、平成26年から平成47年までの建替費用は、総額で約665億円、年平均では約30億円、ピーク時の平成35年には約55億円が必要になると試算されています。

これは、あくまで、耐用年数による仮定上の計算に基づく試算ではありますが、今後の財政運営において大きな負担になりますので、施設の大規模改修時期や更新時期に先立ち、長期的視点に基づいて、本市の財政力で維持できる規模に更新施設を絞り込み、公共施設(建物)の総量規制を行うなど、適正配置に取り組む必要があります。

そのためには、利用状況や利用率などから総合的に施設の必要性を判断したうえで、必要性の高い施設については長寿命化を検討するとともに、「施設の用途転換や複合機能化」、「統廃合・再配置」、「現行計画の見直し」などを加速させ、需要と供給のバランスを図るための取り組みが必要です。

図-15 現在設置している公共施設 (建物) を更新 (建替) した場合の経費の見込み (仮定の試算値) (※平成26年度から平成47年度にかけて法定耐用年数が経過する市有の公共施設 (建物))



- (注) 更新年度は、耐用年数による仮定上の計算に基づくものであり、実際の更新時期は建物の老朽度 合い等により別途個別に判断する必要があります。
- (注) 更新(建替) 経費は、建設時に要した費用で単純計算しており、物価の変動等は反映していません。また、建替に伴う現行施設の解体費用や移転費用、あるいは用地取得費用などは含みません。

4 事務量の増大

本市では、「東広島市定員適正化計画(平成17年度策定)」及び「第2次東広島市定員 適正化計画(平成23年度策定)」に基づいて、平成17年度から平成23年度までの間に 90人(平成24年4月1日現在)の人員削減を行っています。

しかし、事務事業の削減や見直しが不十分なために、組織のスリム化や事務の効率化が進まない結果、事務量がなかなか減らないという現状もあります。

また、市民ニーズの多様化や権限移譲の進展に伴う事務量の増大に加えて、専門分野・政 策形成分野の人員確保、専門的スキルの向上なども大きな課題となっています。

よって、今後、事務量の増大を抑制するとともに、職員が直接対応すべき政策企画分野や 専門技術分野等に人員を集中するなどの、人員配置の見直しや定員の適正化等にも引き続き 取り組む必要があります。

- 事務事業の削減や見直しが不十分
- 事務事業の削減や見直しが不十分
- 市民ニーズの多様化
- 国・県からの権限移譲範囲の拡大

- ● 組織のスリム化が進まない
- 事務の効率化が進まない
- 事務量の増大
- 専門的スキルの要請

- 時間外労働の増加
- 悪循環
- 体調不良者の増加
- 悪循環
- 根織効率の悪化
- 組織効率の悪化
- 組織効率の悪化

第3章 行政改革の必要性

前章に示したように、本市は、財政運営、公共施設などについて、市民生活への影響の大き い行政課題を抱えており、将来の方向を大きく左右する岐路に立っていると言っても過言では ありません。

これらの課題は、現在ある行政経営資源(人、モノ、かね、情報、時間、ノウハウ、ネットワークなど)をどのように活用して、安定した行財政運営を維持していくのかという点に集約されます。

しかし、本市の財政見通しは非常に厳しく、仮に、大幅な収支不足が続けば、市政運営全体に大きな影響が及ぶことになります。

よって、時機を失することなく、財政硬直化の回避を主眼としたさらなる行政改革に取り組 す必要があります。

地方自治体を取り巻く環境の変化

●少子高齢化

●人口減少

●景気低迷

●地方分権の進展

本市が直面する課題	
普通交付税の激減	
市税収入の減少リスクの増大	
業務量の増大、業務内容の専門化・複雑化	
扶助費の増大	
維持管理費・更新費等の増大	

本市を取り巻く状況

⇒ | 普通交付税の合併算定特例期間の終了

⇔ 税収割合の大きい特定分野の企業業績低迷

権限移譲等に伴う行政範囲の拡大

⇔│高齢化の進行

公共施設の重複・過剰・老朽化



さらなる改革の必要性

第4章 行政改革の基本的な考え方

1 基本理念

本市が平成25年度から目指す行政改革は、社会経済環境の激しい変化とともに、かつてない厳しい財政状況が見込まれている中で、これまでの行財政運営のあり方を原点に立ち返って 見直しながら、どのような社会経済環境の変化にも対応できる持続可能な行財政運営を実現することを目指して、次に示す基本理念の下に実行することとします。

基本理念

持続可能な行財政運営への RE-START (再起動)!

~Re-connect (つなぐ)・Re-form (かえる)・Re-focus (しぼる) ~

〇 つなぐ視点

計画・方針間、職員間、組織間、事業間、行政と地域、行政と市民、市民間、過去・現在・未来などあらゆるものを「つなぎ」、連携・協力・継承によって新たな力を生み出す 改革を推進します。

〇 かえる視点

行政の存在意義・目的の原点に立ち返り、施策の実施効果をより多くの市民が感じる ことのできる行政を目指す改革を推進します。

〇 しぼる視点

あらゆる行政経営資源(事業、施設、組織、人、労力、コスト、時間等)を絞り込み、 徹底した行財政運営のスリム化を果たすとともに、最大限に知恵をふりしぼって、工夫を しながら、最少の経費で最大の効果を発揮する改革を推進します。



2 改革目標

前述のとおり、本市は、行財政運営を現状の仕組みや予算枠のままで継続した場合、かつてない厳しい財政状況に陥る危険があります。

仮に現在の社会経済情勢が続いた場合、**財政収支バランスを維持できなくなる見通し**で、 基金をすべて取り崩しても支出を賄うことができない状況も予想され、歳出総額の圧縮に踏 み込まなければ、財政の健全性を判断するための財務指標(経常収支比率など)の悪化が懸 念されます。

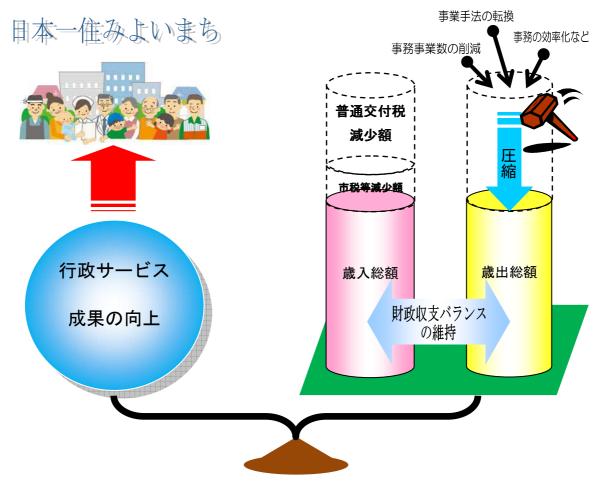
財政収支バランスを長期的に維持するためには、経常的経費(人件費、物件費、維持修繕費、扶助費及び公債費など)を経常一般財源(市税、普通交付税など)で賄うことが基本であることを徹底していく必要があります。

一方で、歳出総額を圧縮しつつも、**"最少の経費で最大の効果を上げる"**という行政の使 命達成に向けて、一層の組織力の向上、知恵や工夫の発揮が求められます。

このような中、中期的な視点に立ち、より計画的な財政運営を進めるとともに、さらなる成果を生み出す行財政運営を目指して、改革目標を次のとおり設定し、この目標の達成に向けて改革を推進します。

改革目標

行政サービス成果の向上と財政収支バランスの維持との両立



3 重点項目

改革目標を達成するために、次に掲げる行財政課題に重点的に取り組むこととします。

■財政基盤の強化

持続可能な行財政運営の維持に向けて、「入るを量りて、出ずるを制す」の精神を組織 全体で徹底し、財政基盤の強化に重点的に取り組みます。

■経営力の向上

限られた行政経営資源(人、モノ、かね、情報、時間、ノウハウ、ネットワークなど) を最大限に活用した高い組織力と職員力を発揮することのできる行財政運営の実現に向 けて、経営力の向上に重点的に取り組みます。

■公共施設マネジメントの確立

公共施設(建物)の有効活用や適正配置(更新対象施設の抽出)、インフラ施設の安全性向上と整備対象の選択と集中、公共施設全体の維持管理費の低減などに向けて、長期的な視点で、公共施設マネジメントの確立に重点的に取り組みます。

■改革を前進させる環境づくり

改革を実効性あるものにするために、改革が当たり前の組織風土づくりや、改革を担う 一人ひとりの職員の育成、改革の成果を市民と共有するための見える化など、改革の歯車 を前へと進めるための環境づくりを推進します。

4 推進項目

改革を推進する4つの重点項目に沿って、次の取り組みを推進することとします。 なお、具体的な取組項目については、別に定める実施計画において定めることとします。

■財政基盤の強化

〇財政規律の強化

歳出総額全体の確実な圧縮を図るために、財政規律を強化し、特に行財政運営に経常的にかかる経費の無駄を洗い出し、徹底的な経費削減に取り組むとともに、将来世代への負担となる公債費負担の低減などを推進します。

○歳入の確保

財源の縮小が見込まれる現状において、本来歳入すべき財源の収納対策は大きな課題であり、公平性の観点から、さらに収納対策を強化し、安定した歳入確保を推進します。また、使用料、手数料の見直しの推進により、受益者負担の公平化、適正化を図ります。さらに、従来の歳入確保策以外にも、未活用の市有財産の積極的な売払いや新たな歳入確保策を検討するなど、自主財源の確保にも努め、財政力の底上げを目指します。

〇職員定員の適正化

「第2次定員適正化計画」を着実に執行するとともに、事務事業数や業務量の削減に合わせた職員定員の適正化を推進します。

また、仕事の進め方や時間管理方法の見直しにより、時間外勤務の徹底した縮減を推進し、コスト削減や組織の活性化、事務手続きの迅速化を図ります。

○事務事業のスリム化

身の丈に合った行財政運営を実現するためには、現行の事務事業の見直しが不可欠です。 市民生活にとっての優先度を勘案しながら、長期的な視点で必要性、有効性、効率性な どを検証し、事務事業のスリム化を推進します。

〇行財政システムの再構築

本市の行財政運営全体を支えるシステムは未だ確立できていないものもあり、これらのシステム間の連動や仕組みが不十分なために、目標設定 (P1an)、実施 (Do)、評価 (Check)、対策実行 (Action) という PDCA サイクルが十分に機能していない状況があります。

行財政運営全体を支えるシステム間の効果的な連動は、「最少の経費で最大の効果」を 発揮するために必要不可欠ですので、各システムの精度を高めるとともに、行財政運営全 体がPDCAサイクルにより十分機能し、高い成果を発揮できる行財政システムへの再構 築を推進します。

○組織内部の連携強化

権限移譲の進展により、市の組織、施策、事務事業も拡大しており、今後、行財政運営を見直す上で、組織内部の連携強化をより一層高める必要があります。

そのため、部局間にまたがる共通課題を効果的に解決するためのプロジェクトマネジメント機能の強化や、計画や方針の連動、世代間の業務ノウハウや技術の継承などに重点的に取り組むこととします。

〇事業手法の転換

PPP、PFI、指定管理者制度、民営化、民間委託、民間移譲など民間活力の活用や、 地域が主体的に実施可能な事業手法を研究するなど、事業手法の転換を積極的に推進しま す。このことにより、コストの削減、組織のスリム化を進め、市が直接実施すべき分野に 行政経営資源(人、モノ、かね、時間など)の重点的な配分を図ります。

〇外郭団体の点検強化

本市は、市の業務を補完、もしくは代行するため、単独、あるいは、他の団体と共に出 資を行い、外郭団体を設立しています。これらの外郭団体の経営状況の透明性の確保を促 すとともに、団体設置や出資継続の是非を検証するなど、外郭団体等の点検を強化します。

■公共施設マネジメントの確立

〇インフラ施設の長寿命化の推進

市民生活の安全・安心を高めるために、老朽化による維持・更新が課題となっているインフラ施設(道路、橋梁、上下水道など)について、引き続き、選択と集中の視点による計画的な維持・更新に取り組むとともに、長期的な視点による計画的な更新計画の策定と長寿命化の取り組みを推進します。

〇公共施設(建物)の適正配置と有効活用

公共施設のうち、建物については、老朽化による維持管理費や建て替えのための更新費用の増大が著しく、現行のすべての施設を維持し続けることが中長期的に難しい状況にありますので、利用状況や配置状況などを勘案しながら、設置そのものの必要性や統廃合の可能性について、すべての施設を対象に具体的な検討を推進します。また、引き続き必要性の高い施設については長寿命化による維持管理費等の低減及び有効活用を推進します。

■改革を前進させる環境づくり

〇改革し続ける組織風土づくり

第4次行政改革においては、職員の改革意識の醸成、業務改善、市民サービスの向上、コスト削減などを目指して「現場改善運動」に取り組んできたところです。

組織全体を活性化するとともに、組織全体の新陳代謝を高め、どのような環境変化にも 柔軟に対応できる組織を確立するために、第5次行政改革においても、業務改善運動など により、改革し続ける組織風土づくりを推進します。

〇人材育成の強化

本市では、平成19年2月に「東広島市職員人材育成基本方針」を策定し、「社会環境の変化に対応できる人づくり~自ら考え、成長し、行動する~」を目指して、人材育成に取り組んできたところです。

組織として改革に取り組む一方、改革を担う一人ひとりの職員の力が育たなければ、今後の厳しい財政状況や社会環境の変化に対応することは非常に困難です。

改革の実効性ある推進に向けて、厳しい財政状況や社会環境の変化に柔軟に対応して 自ら改革に向けて行動することのできる人材育成の強化を推進します。

○見える化の推進

行政サービスの実施状況や成果の有無については、市民に対して積極的な情報提供を行 う必要がありますが、単に情報提供するのではなく、市民が判断できるように分かりやす い情報を提供することが重要です。

市民が市役所をより身近に感じ、ともにまちづくりを議論できるよう、一層の見える化を推進します。

〇市民起点の行財政運営

市民一人ひとりは、より良い地域社会の構築に向けて、地域の主役として大事な価値を創り出していく主体ですので、その市民のニーズを正確に把握するともに、市民による主体的な活動を支援するなど、市民起点に基づく行財政運営は、より良い地域社会の構築のために非常に重要です。

市民の主体的な活動を支援する取り組みである「市民協働のまちづくり」を引き続き推進するとともに、より積極的に市民の声に耳を傾ける取り組みを強化するなど、市民起点の行財政運営を推進します。

基本理念

持続可能な行財政運営への RE-START (再起動)!

~Re-connect (つなぐ)・Re-form (かえる)・Re-focus (しぼる) ~

改革目標

行政サービス成果の向上と財政収支バランスの維持との両立

重点項目と推進項目

/ (
重点項目		推進項目
		財政規律の強化
財政基盤の強化		歳入の確保
別以基盤の強化		職員定員の適正化
		事務事業のスリム化
		行財政システムの再構築
経営力の向上		組織内部の連携の強化
性名力の同工		事業手法の転換
		外郭団体等の点検強化
	-	
公共施設マネジメントの確立		インフラ施設の長寿命化の推進
ム八旭政(イン)ントの雇立		公共施設(建物)の適正配置と有効活用
	,	
		改革し続ける組織風土づくり
改革を前進させる環境づくり		人材育成の強化
AT CHARCE COMPLET ()		見える化の推進
		市民起点の行財政運営

具体的な計画項目(実施計画で策定)

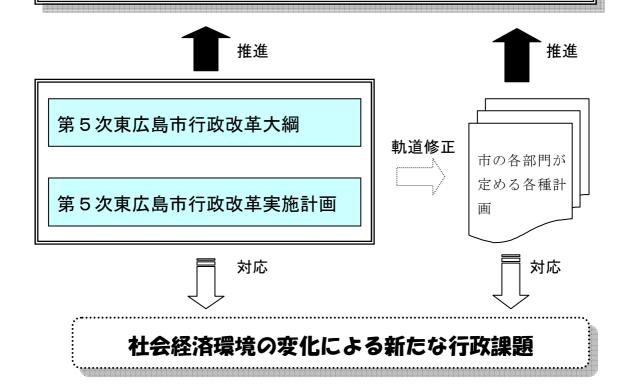
5 行政改革大綱の位置付け

本大綱は、第四次東広島市総合計画を推進するための一翼を担うものであり、総合計画に掲げる「新たな発想を活かした自立と協働のまちー自立のまちづくりー」を実現するためのまちづくり目標である「信頼される行政経営」を推進するものであり、市を取り巻く情勢変化に応じて各部門が定める各種計画の軌道修正等を促す役割を果たすものとして位置付けます。

また、行政改革の方向性を具現化する「第5次東広島市行政改革実施計画」を別に定め、 個別具体の改革に取り組みます。

第四次東広島市総合計画

未来にはばたく国際学術研究都市 ~ともに育み、人が輝くまち~



6 改革の推進期間

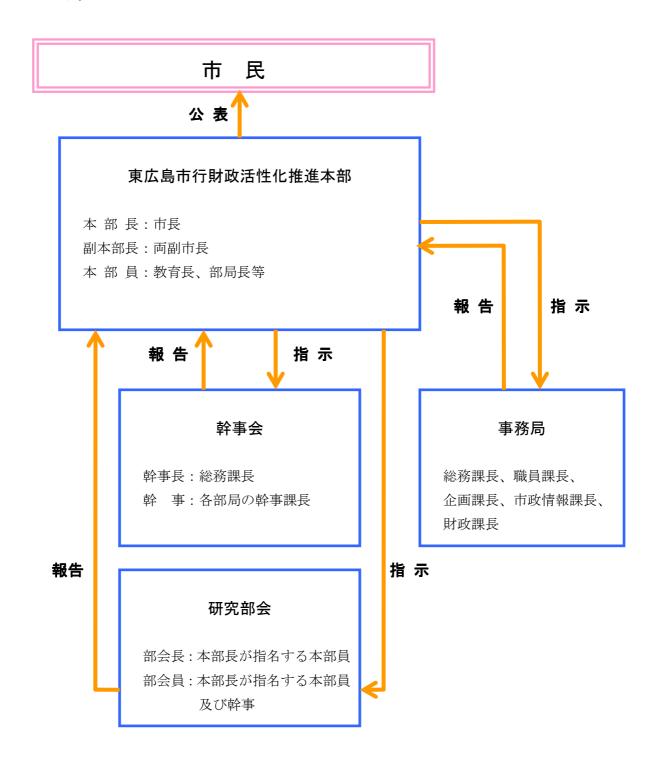
本改革の推進期間は、平成25年度から平成29年度までの5か年とします。

第5章 改革の推進手法

1 推進体制

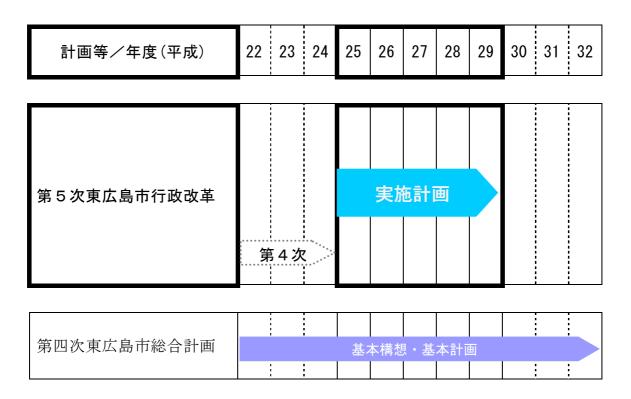
市長を本部長とする「東広島市行財政活性化推進本部」のもと改革を推進します。改革の実施計画などについては、この推進本部において、協議のうえで決定します。

また、推進本部の下部機関である「幹事会」において、具体的な問題の調査研究及び事務の 連絡調整を行い、特定の事案を研究し、及び審議するため、必要に応じて「研究部会」を設置 します。



2 実施計画の策定

改革の目標を達成するために、取り組むべき項目、目指す効果、取組期間などを具体的に 示す実施計画を策定することとします。



3 進行管理

実施計画において定める取り組みは、東広島市行財政活性化推進本部において毎年度検証し、PDCAサイクル(Plan=目標設定、Do=実行、Check=評価、Action=対策実行)に基づいた見直しを図りながら、目標の達成を目指します。

進行管理においては、取り組みの実施(Do)だけでなく、どれだけの成果を達成することができたかを重視して評価(Check)します。

また、全庁的な対応が必要となる新たな課題が発生した場合には、適宜取り組みを追加し、社会環境の変化に柔軟に対応することとします。

4 進捗状況の公表

改革の進捗状況については、毎年度市民に公表します。公表に当たっては、より多くの市 民に理解していただくために、図表などを用いてできる限り「見える化」するなど、改革の 効果を市民が実感できるよう工夫することとします。

なお、改革により生じた効果は別に定めている諸計画や通常業務における実施効果とは明確に区別するなど、改革による効果をできる限り分かりやすく公表することとします。

東広島市行財政活性化推進本部(事務局:総務部総務課)

〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL 082-420-0907

FAX 082-420-0415

URL http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/e-mail hgh200907@city.higashihiroshima.hiroshima.jp